

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 3-1-2	事務事業名 消防団員災害補償等市町村負担金	所管部課 危機管理室
----------------	--------------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	消防団員に対しては、その職務の危険性及び多年にわたり職務に携わって退職した団員の労苦に報いるため、それぞれ公務災害補償等及び退職報償金の支給義務が市町村にある。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	根拠法令: 消防組織法、水防法、消防法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、西東京市消防団条例	
	事業内容・実施方法等/補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 事業の実施は東京市町村総合事務組合において、共同処理しており、負担金額は毎年度組合が定める。 ※平成23年度負担金については、東日本大震災による被災消防団員の公務災害補償を行う必要から、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」の改正が行われ、平成23年度に限り、組合負担金のうち損害補償費負担金の団員割が増額(@1,900円→@24,700円)されたことにより負担増となっている。 (予算事業名 09.01.03.02消防団活動費(消防団員災害補償等市町村負担金))	
事業開始時期	平成13 年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 共同処理 )

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費(A)		12,088	6,524	6,524	6,524
財源内訳	国庫支出金・都支出金				
	地方債	千円			
	その他 ( )				
	一般財源		12,088	6,524	6,524
所要人員(B)	人	0.02	0.02	0.02	0.02
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	163	154	159	164
臨時職員賃金等(C')	千円				
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	12,251	6,678	6,683	6,688
単位当たりコスト					
(E)=(D)/ (取扱額【活動等指標①+②】)	千円	50	17	0	

活動等指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①公務災害取扱額	実績値 千円	11	0	3,222	
②退職報償取扱額	実績値 千円	233	388	10,975	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 ①年度中に取扱った公務災害補償額であり、平成25年度は初期消火従事の民間協力者が受傷し、長期療養補償となったもの。 ②年度中に取扱った退職報償支給額であり、平成25年度は3か年の消防団員任期満了による退団者が増加したものの。					
成果指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一次 公務災害発生件数	目標値 件	0	0	0	0
	実績値 件	1	0	3	
二次	目標値				
	実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》					

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	公務災害により受傷した民間協力者からは十分な補償と対応に満足をいただいている。また、消防団員退職報償については、永年地域の安全のためにボランティア精神により消防防災活動などに従事された団員の労苦に報いるものとして支給を受けていただいている。	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	給付水準は「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」により規定されており、消防基金掛金市町村負担金も団員割・人口割を用い公平に拠出することとなっている。
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	代替・類似サービスはない。

**【一次評価】**

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	継続実施	消防団は火災の鎮圧をはじめ、予防・警戒等多岐にわたっており常に危険を伴う業務を行っている。 消防団員の公務災害を防止するには、消防団員の安全装備の充実を図るとともに、日頃からの訓練や注意喚起により安全な消防活動を行うよう心がけ、こうした取り組みにより公務災害の発生を未然に防ぐことが何より重要であることから、公務災害防止対策は今後も継続して検討を行なっていく必要がある。 また、消防団活動などで被った負傷、疾病、障害または死亡などの身体的損害は補償しなければならず、被災消防団員等の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な事業である。 消防団員の退職報償金については、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月13日に公布・施行され、この法律において消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられた。この趣旨を踏まえ、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令が改正され、支給額が増額されたことに伴い、今後も法に準拠した適切な事業執行が必要である。 なお、これらの事務は法令の定めにより消防団員等公務災害補償等共済基金が取り扱うもので、審査支払等当該事務の円滑な執行を確保するため市町村総合事務組合において各市共同処理を行っている。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	3		
	受益者負担の適切さ	3		
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

**【二次評価】**

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	継続実施	消防団員の災害補償については、その業務の性質上なくてはならず、生業に励む傍ら、日夜、市民の生命と財産を守るために活動する非常勤消防団員に対して還元されるものである。 本事業は、消防団活動で被った身体的損害を補償するものであり、また、その後の社会復帰や遺族への支援についても重要な役割を担っている。 このような法定の公務災害補償や退職報償、賞しゅつに関する事務を、市町村総合事務組合で共同処理していることについては、各市の職員の事務負担を軽減し、円滑かつ適切に実施するために必要なことであり、都内26市の水準と比較しても団員割・人口割により公平に拠出されていることから、継続して必要な負担金であると考えられる。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	2		
	受益者負担の適切さ	2		
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

**【外部評価】**

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
対象外	

**【行革本部評価】**

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
継続実施	本事業は、消防団がその活動で被った身体的損害を補償するものであり、また、その後の社会復帰や遺族への支援のためにも、二次評価のとおり、必要不可欠なもの認められる。 なお、事務の共同処理により、一定の効率化が図られてはいるが、定期的に検証を行い、更なる適正実施に努められたい。

**【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】**

改善の方向性・スケジュール	東京市町村総合事務組合からの提示による適切な予算計上に努めるとともに、定期的な検証と適正実施に努める。
---------------	---